

概要版

# 第6次朝霞市障害者プラン 第7期朝霞市障害福祉計画・ 第3期朝霞市障害児福祉計画

## ■第6次朝霞市障害者プラン

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

## ■第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画

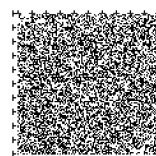
令和6（2024）年度～令和8（2026）年度



©むさしのフロントあさか

令和6（2024）年3月

朝霞市



Uni-Voice

# 計画策定に当たって

障害の有無に関わらず、互いに支え合い、安心して充実した生活を共に送ることができる社会を構築するとともに、多様化するニーズに対して、障害福祉サービスや相談支援等を計画的に提供するために、「第6次朝霞市障害者プラン（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）」及び「第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）」を策定します。

## 計画策定の主なポイント

本計画の策定に当たっては、以下の動向等を踏まえて策定しました。

- (1) **第5次障害者基本計画（国）**  
都道府県障害者計画及び市町村障害者計画の基本となる計画（令和5（2023）年度から令和9（2027）年度まで）
- (2) **障害者総合支援法等の改正**  
都道府県障害福祉計画・障害児福祉計画及び市町村障害福祉計画・障害児福祉計画の根拠法の改正（令和6（2024）年4月1日から施行（一部を除く））
- (3) **基本指針の改正（国）**  
第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定に係る、国の基本指針の一部改正

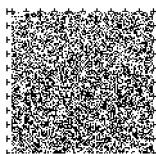
## 計画の基本的な考え方

### 基本理念

**誰もがお互いに尊重し合い  
地域で共に生きる社会の実現**

第6次朝霞市障害者プランでは、基本理念に基づき、障害の有無や世代の違いなどにかかわらず、誰もがお互いを尊重し合いながら、地域で共に生きる社会の実現を目指します。

また、あらゆるライフステージにおいて、自分らしく、自分の意思で自立し、社会参加ができるよう、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、障害福祉サービス等の実施など、さまざまな施策を推進します。



# 第6次朝霞市障害者プラン

## 基本目標

### 基本目標 1 共生社会の実現を目指す

あらゆる機会や情報発信を通じて、障害に対する誤解や偏見等の社会的障壁を取り除く啓発活動を推進し、障害に対する理解を深めるとともに、合理的配慮の提供や差別の解消、権利擁護の推進、虐待の防止など、必要な施策を推進することで、障害のある人とない人が共に生きる共生社会を実現します。

### 基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

住み慣れた地域での生活を充実させるため、日常生活や社会生活を支援するための各種サービス等の充実やスポーツ、芸術・文化活動等へ参加できる機会の拡充に努めるとともに、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策の推進による情報提供や円滑な意思疎通に努め、社会参加を促進します。

### 基本目標 3 就労を支援する

障害のある人の雇用・就業を促進するため、民間事業者に対し広く障害のある人の雇用を働きかけ、就労の場の確保に努めるとともに、就労移行支援事業等を活用し、一般雇用や福祉的就労を含めた安定した雇用の促進に努めます。

また、安定した雇用を実現することで、経済的自立の推進や円滑な地域移行、その後の地域生活の定着につながるよう支援を実施します。

### 基本目標 4 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する

障害の特性に応じた療育・教育を提供するとともに、障害のある児童（強度行動障害、高次脳機能障害等を含む）とない児童が共に学び、交流する機会を通じて、障害のある人の精神的及び身体的な能力等を最大限に伸ばす療育・教育の充実を図ります。

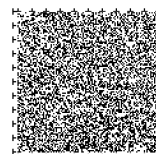
また、市民へ共生社会の考え方の普及を図り、障害及び障害のある人についての市民の理解を深めていきます。

### 基本目標 5 安心・安全な暮らしをつくる

安心・安全な生活環境の整備に向け、バリアフリー化及びユニバーサルデザインを推進します。

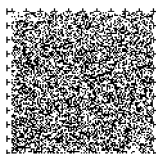
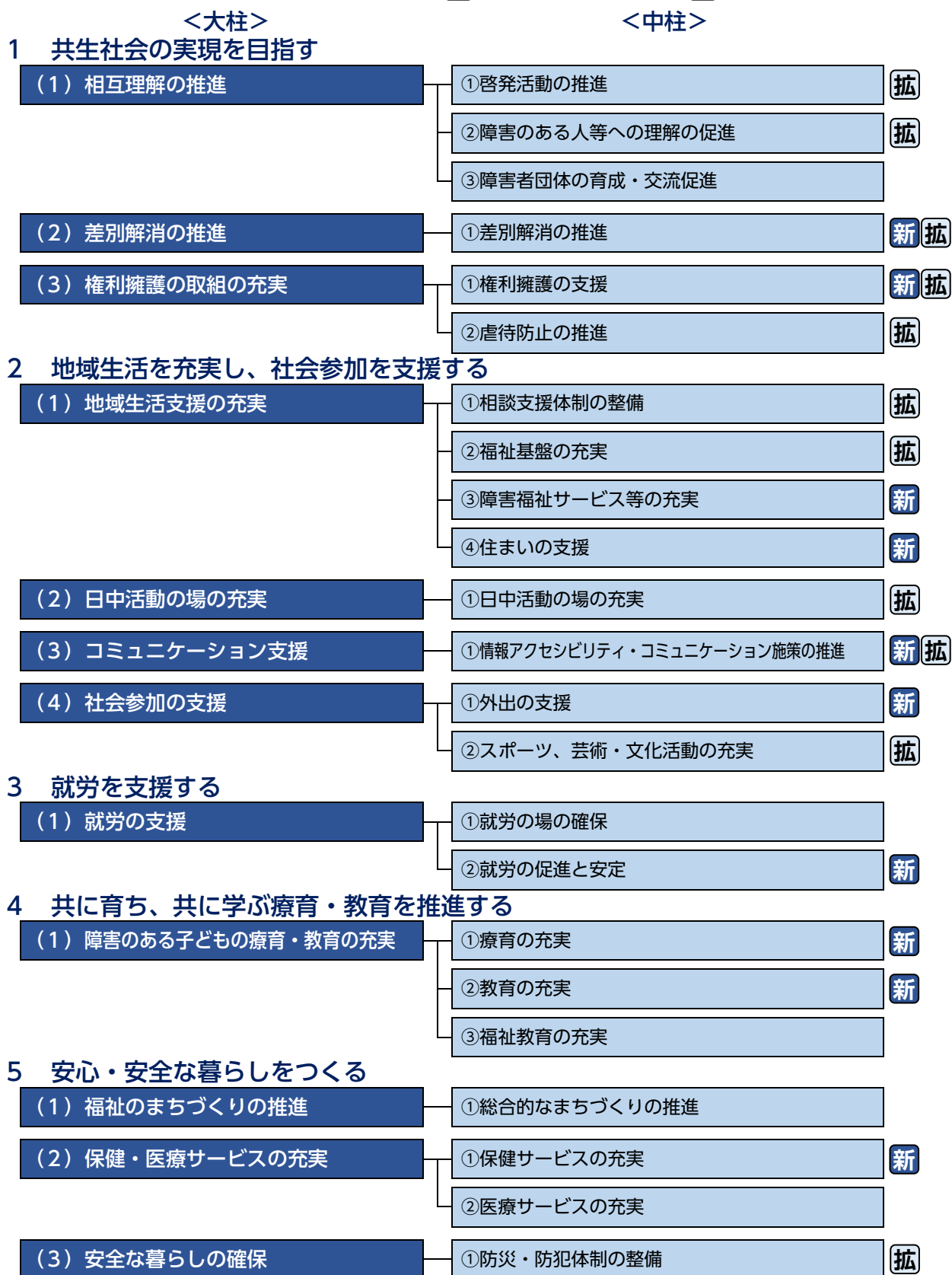
保健・医療では、健診や専門相談の充実等により障害の早期発見体制の強化を図るとともに、障害の特性に応じた適切な医療サービスを提供できるよう医療機関との連携を強化します。

また、障害のある人を災害や犯罪、事故から守るため、地域の防災・防犯対策の強化を図るとともに、災害や犯罪を予防する基盤づくりを推進します。



# 施策の体系

**新**：新規施策を含む **拡**：拡充施策を含む



# 第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画

## 令和8（2026）年度の目標設定

### 基本目標 1

### 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設から地域生活への移行を支援するため、希望する福祉施設入所者に対し、地域生活のためのサービスを提供します。

区 分	数 値
地域生活移行者数	6人

### 基本目標 2

### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進します。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	29人	32人	36人

新規

### 基本目標 3

### 地域生活支援の充実

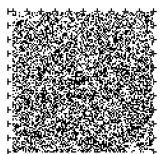
障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実を図ります。

### 基本目標 4

### 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行等を促進するため、就労の場の掘り起こしや関係機関のネットワークを強化充実し、就労移行支援等を推進し、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行を促進します。

区 分	数 値
令和8（2026）年度中に福祉施設から一般就労に移行する者	20人
令和8（2026）年度の就労定着支援事業の利用者数	26人
令和8（2026）年度中に就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者	16人



## 基本目標 5

### 障害児支援の提供体制の整備等

障害のある児童等のライフステージに沿って地域の保健、医療、障害福祉、保育、地域子育て拠点、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制を整備します。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の実施	2回	2回	2回
医療的ケア児コーディネーターとの協議の実施	1回	1回	1回

## 基本目標 6

### 発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう支援体制を確保します。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数【保護者】・実施者数【支援者】	受講者：25人 実施者：3人	受講者：25人 実施者：3人	受講者：25人 実施者：3人

## 基本目標 7

### 相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援体制の充実・強化の取組の中核となる基幹相談支援センターの設置が進む中、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。

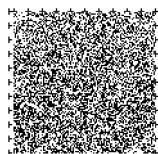
区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	設置	設置	設置
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	検討	検討	検討
事例検討の実施回数（頻度）	3回	3回	3回
事例検討の参加事業者（機関）数	12事業者	12事業者	12事業者
協議会の専門部会の設置数	4か所	4か所	4か所
専門部会の実施回数（頻度）	7回	7回	7回

新規

## 基本目標 8

### 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できるよう、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築します。



# サービス等の内容

## 障害福祉サービス

<b>1 訪問系サービス</b>	(1) 居宅介護 (2) 重度訪問介護 (3) 同行援護	(4) 行動援護 (5) 重度障害者等包括支援
<b>2 日中活動系サービス</b>	(1) 生活介護 (2) 自立訓練（機能訓練） (3) 自立訓練（生活訓練） (4) 就労選択支援【新規】 (5) 就労移行支援 (6) 就労継続支援（A型）	(7) 就労継続支援（B型） (8) 就労定着支援 (9) 療養介護 (10) 短期入所 (11) 自立生活援助
<b>3 居住系サービス</b>	(1) 共同生活援助（グループホーム）	(2) 施設入所支援
<b>4 相談支援</b>	(1) 計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）	
<b>5 障害のある児童への支援</b>	(1) 障害児通所支援 ①児童発達支援 ②医療型児童発達支援 (2) 居宅訪問型児童発達支援 (3) 障害児入所支援 ①福祉型障害児入所施設 ②医療型障害児入所施設 (4) 障害児相談支援 ①障害児相談支援 ②医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 (5) 障害のある児童への子ども・子育て支援等（教育・保育）	

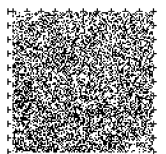
## 地域生活支援事業

### ○必須事業

<b>1 理解促進研修・啓発事業</b>
<b>2 自発的活動支援事業</b>
<b>3 相談支援事業</b>
<b>4 成年後見制度支援事業</b>
(1) 成年後見制度利用支援事業
(2) 成年後見制度法人後見支援事業
<b>5 意思疎通支援事業</b>
<b>6 日常生活用具給付等事業</b>
<b>7 手話通訳者等養成事業</b>
<b>8 移動支援事業</b>
<b>9 地域活動支援センター事業</b>

### ○任意事業

<b>1 日常生活支援</b>
(1) 訪問入浴サービス
(2) 日中一時支援
<b>2 社会参加支援</b>
(1) レクリエーション活動等支援
<b>3 就業・就労支援</b>
(1) 障害者就労支援センター



## その他（市の独自事業）

- (1) 福祉タクシー利用券、バス・鉄道共通ICカード、自動車燃料費の補助
- (2) 紙おむつ等の支給
- (3) 配食サービス
- (4) 緊急通報システム
- (5) 難病患者見舞金の支給
- (6) 市内循環バス特別乗車証
- (7) 自動車運転免許取得費・改造費の助成
- (8) 更生訓練費給付
- (9) 身体障害者等診断書料補助金
- (10) 就職支度金の支給
- (11) 家具転倒防止器具等設置費の補助
- (12) 障害者等見守りシール交付事業
- (13) 巡回支援専門員整備（巡回相談支援）
- (14) 児童発達支援センター機能強化事業

## 計画の推進体制

### (1) 計画の周知

広報紙やホームページへの掲載等により、情報発信や周知を図ります。

### (2) 推進体制の確立

朝霞市障害者プラン推進委員会において計画の推進を図ります。

### (3) 広域連携等

市単独では実施が困難な施策については、国や県、近隣市と積極的に連携を図ります。

### (4) 市民等との協働

地域社会と関係機関との連携の強化及び市民の主体的な参画の促進をします。

### (5) 計画の達成状況の点検と評価の実施方法

朝霞市障害者プラン推進委員会において点検・評価し、その結果に基づいて所要の対策の実施に取り組みます。また、PDCAサイクルにより、必要があると認めるときは、本計画の変更や見直しを行います。

## 第6次朝霞市障害者プラン 第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画【概要版】 令和6（2024）年3月

発行：朝霞市 編集：福祉部障害福祉課  
〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1-1-1  
電話：(048) 463-1111 (代表) F A X：(048) 463-1025  
ホームページ <https://www.city.asaka.lg.jp/>

